

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	SOMPOホールディングス株式会社	コード	8630
提出日	2024/6/3	異動(予定)日	2024/6/24
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	スコット・トレバー・デヴィス	社外取締役	○													○		有
2	遠藤 功	社外取締役	○													○		有
3	東 和浩	社外取締役	○													○		有
4	柴田 美鈴	社外取締役	○													○		有
5	名和 高司	社外取締役	○													○		有
6	山田 メコミ	社外取締役	○													○		有
7	伊藤 久美	社外取締役	○													○		有
8	和賀 昌之	社外取締役	○													○		有
9	梶川 融	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当する事項はありません。	学識者としての幅広い見識を有し、大学での経営戦略論、ESGおよびCSRに関わる研究を通じて当社の経営に適切な助言をいただくこと、また、グローバルな視点からも多角的な助言をいただくことが期待できるため。 特に、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、指名委員会委員長として、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っています。 また、人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。
2	該当する事項はありません。	グローバル・コンサルティングファームにおける実務経験に加え、大学院教授としての学術的な知見をふまえた幅広い見識と、経営者としての豊富な経験を有しており、特に「現場力」の実践的研究を通じ深度のある多角的な観点から当社の経営に適切な助言をいただくことが期待できるため。 特に、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っています。 また、人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。
3	該当する事項はありません。	銀行事業における財務、経営管理などの経験に加え、一般社団法人大阪銀行協会会長、大阪商工会議所副会頭など財界の要職を歴任しており、大企業の経営トップとしての豊富な知見と経験を活かして当社の経営に適切な助言をいただくことが期待できるため。 特に、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、取締役会議長、報酬委員会委員長として、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っています。 また、人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。
4	該当する事項はありません。	法律家としての豊富な知識と経験を有し、取締役会の監督機能および意思決定機能強化の観点から、ガバナンス、ダイバーシティ&インクルージョンについて、当社に適切な助言をいただくことが期待できるため。 特に、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、監査委員会委員長として、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っています。 また、人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。

5	該当する事項はありません。	日系大手商社、グローバル・コンサルティングファームにおける実務経験に加え、経営コンサルタントとしての豊富なビジネス経験と、グローバルな視点を持った高い学術的な知見を有しており、その豊富な知見と経験を活かして当社の経営に適切な助言をいただくことが期待できるため。 特に、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っています。 また、人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。
6	該当する事項はありません。	経営者としての起業、事業経営の経験に加え、デジタルを含めたマーケティングに関する豊富な実業経験や、政府関係委員会等の委員を歴任し、政策策定に参画するなど高い知見を有している他、女性活躍推進にも積極的に取り組むなど、当社の重要戦略であるダイバーシティ&インクルージョンについても適切な助言をいただくことが期待できるため。 特に、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っています。 また、人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。
7	該当する事項はありません。	電機メーカーなどの事業会社での事業戦略立案、戦略コンサルティングの経験に加え、ヘルスケア事業会社でのCMO（Chief Marketing Officer）を務めるなど、IT、デジタルおよびマーケティングにおける高い知見を有している他、女性活躍推進にも積極的に取り組むなど、当社の重要戦略でもあるダイバーシティ&インクルージョンについても適切な助言をいただくことが期待できるため。 特に、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っています。 また、人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。
8	該当する事項はありません。	化学メーカーでの国内外における各事業部門、本社部門の要職を歴任し、グローバルな組織の経営経験、人事制度や企業文化の変革を牽引した経験を有しており、大企業の経営トップとしての経験と実績を活かして当社の経営に適切な助言をいただくことが期待できるため。 特に、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っています。 また、人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。
9	該当する事項はありません。	公認会計士としての専門的な見識および経験に加え、監査法人の経営者としての豊富な経験を有しており、これらの豊富な知見と経験を活かして当社の経営に適切な助言をいただくことが期待できるため。 特に、ビッグモーター社による自動車保険金不正請求等への対応に関する問題および当社子会社の不適切な保険料調整行為等の問題への対応にあたり、再発防止に向けた実効性の高い内部統制体制の構築、企業風土の抜本的改善について厳正な監督・指導を行っています。 また、人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しています。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。